

適正取引(下請法等)推進講習会

入場
無料

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

例えばどんなケースが該当するの??

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。
正しい知識獲得を目指しましょう！

第1回 平成29年11月29日(水)

第2回 平成29年12月15日(金)

■時間／13:30～16:45(開場13:00)

■内容／裏面カリキュラムをご参照ください

(1回目・2回目で内容が異なります。どちらにご参加頂いても結構です。)

■会場／米子商工会議所 7階 大会議室(米子市加茂町2-204)

■講師／下請法等専門の弁護士 ※中小企業庁より派遣

■主催／中小企業庁(適正取引推進講習会事務局：時事通信社米子支局)

■共催／米子商工会議所

■お問合せ：0859-22-5131(米子商工会議所 担当：渡邊)

適正取引推進講習会カリキュラム

第1回 平成29年11月29日(水)		第2回 平成29年12月15日(金)	
13:30～ 15:00	下請代金法(基礎コース)	13:30～ 15:00	下請代金法(基礎コース)
15:15～ 16:45	下請代金法(実践コース)	15:15～ 16:45	消費税価格転嫁対策コース

基礎コース 下請代金法等の基礎的な内容について理解するためのコース

対象者 入社数年後の若手社員・外注(購買)等の業務未経験者・営業担当社員など

【内容】 下請代金法の概要の解説、親事業者の義務及び親事業者の禁止事項(違反事例の解説)、下請代金の支払手段について(手形通達)の解説 等

実践コース 下請代金法等の遵守に向け、より事例と実践に即したコース

対象者 ベテラン社員・外注(購買)等の実際の業務従事者・法務部監査部の社員など

【内容】 立入検査・勧告・罰則、違反事例の解説、契約書や発注書の具体的注意点や表現
下請取引コンプライアンスプログラムに関する解説 等

消費税価格転嫁対策コース 消費税転嫁対策特別措置法等に関する基礎的なコース

【内容】 消費税転嫁のイメージ、消費税の転嫁拒否等の行為の是正、消費税の転嫁を阻害する表示の是正、具体的事例と立入検査・勧告・罰則、他の法令との関係 等

適正取引推進講習会受講申込書

米子商工会議所 産業振興課 渡邊 行

FAX 0859-22-1897

●申込方法 下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。

参加希望日	第1回	・	第2回	※参加される回に○を付して下さい。
会社名		TEL		
住所	〒 -	FAX		

参加者	部署・役職	氏名
	部署・役職	氏名

個人情報の保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内(パンフレット等の発送)および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。